

2017-B

VI86B

拠出金・基金
の名称

有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金

種 別

イヤマークのみ
 一部イヤマーク

【拠出先の国際機関名】バーゼル条約事務局

【所管官庁担当局課・室名】環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

【当該任意拠出金の目的・用途等】

当該任意拠出金は、バーゼル条約の基本的な目的である有害廃棄物等の越境移動及び環境上適正な管理の実施に係る国際的なガイダンスの策定、条約事務局や関係の国際機関が実施するプロジェクトの実施等について支援することにより、バーゼル条約締約国会議等の下で行われ、我が国の国内規制等のバーゼル条約実施にも大きな影響を及ぼす有害廃棄物等の環境上適正な管理に係る国際的議論において、我が国が議論をリードすること等を目的としている。

【最近3年間の我が国支払額及びODA率】

単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成29年度	19,437	177		1ドル=110円	0
平成28年度	15,204	127		1ドル=120円	0
平成27年度	23,430	213		1ドル=110円	0

【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】

平成29年度においては、バーゼル条約締約国会議の下で行われている有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するガイドラインの策定、電気電子機器廃棄物(E-waste)の越境移動に関する技術ガイドラインの検討、附属書改定の検討の議論が行われており、これらに継続的に支出し、我が国の意見の反映を行っている。今後も、バーゼル条約締約国会議等で国際的な議論が行われるもののうち、我が国の国内規制等に大きな影響を及ぼす議論に関連するプロジェクト等に、引き続き支援を行っていく必要がある。

【備考】